

【第 6 号議案】

日本工学会細則改定の件

日本工学会細則を次の通り改定する。

1. 改定内容

1) 現在の第 13 条の後に新たに次の条項を設ける。

第 14 条 本会は理事会の認定により、工学・工業等の分野において顕著な業績を挙げた個人に対してフェローの称号を与える。

2) これに伴い、現在の第 14 条以下の条番号を一つずつ繰り下げる。(現在の第 N 条を第 N+1 条とする。)

2. 改定の理由

平成 21 年度からフェロー制度が新たに発足するため。

以上